



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

条 例	1
国際教養大学入学科等徴収条例(七四・国際教養大学設置準備事務局)	1
規 則	
秋田県財務規則の一部を改正する規則(八〇・財政課)	4

この号で公布された  
条例のあらまし

国際教養大学入学科等徴収条例(秋田県条例第七四号)

1 国際教養大学に入学する者から入学科料を、入学を志願する者から入学検定料を徴収することとした。(第一条関係)

2 入学科料及び入学検定料の額を、次のとおり定めることとした。(第二条及び別表関係)

入 学 検 定 料	入 学 料		区 分	金 額
	県 外 者	県 内 者		
一七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	二八、〇〇〇円		

3 その他

(二)(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

この条例は、平成一六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

条 例

国際教養大学入学料等徴収条例をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十四号

国際教養大学入学料等徴収条例

(入学料等の徴収)

第一条 県は、国際教養大学（河辺郡雄和町の区域に設置が予定されている大学をいう。）に入学する者から入学料を、入学を志願する者から入学検定料を徴収する。

(入学料等の額)

第二条 入学料及び入学検定料の額は、別表のとおりとする。

(入学料等の徴収の時期)

第三条 入学料は入学手続の際に、入学検定料は入学願書を受理する際に徴収する。

(入学料等の不還付)

第四条 既に徴収した入学料及び入学検定料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表（第二条関係）

入 学 料	区	分	金 額
入 学 料	県 外 者	県 内 者	二八二、〇〇〇円
		県 外 者	四三三、〇〇〇円

入 学 検 定 料

一七、〇〇〇円

備考

- 一 この表において「県内者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (一) 入学の日の一年前から引き続き県内に住所を有する者
  - (二) 配偶者又は一親等の親族が入学の日の一年前から引き続き県内に住所を有する者
  - (三) (一)及び(二)に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として知事が認めた者
- 二 この表において「県外者」とは、県内者以外の者をいう。

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項第一号中(ア)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(イ) 国際教養大学の入学料及び入学検定料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話 082-8766863 FAX 082-8766863  
E-mail: matsubarara@matsubararansatsu.co.jp

